

○農林水産省告示第八百七十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十六の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツその他のシトラス・バラダイシ及びレモンその他のシトラス・バラダイシ及びレモン以外のシトラス・リモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 植物及び地域</p> <p>グレープフルーツその他のシトラス・バラダイシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びレモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）の生果実であつて、トルコで生産されたものであること。</p> <p>二、四（略）</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) (略)</p> <p>ア グレープフルーツ等については、生果実の中心部が摂氏二度となつた後、引き続き十九日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三度となつた後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>イ レモン等については、生果実の中心部が摂氏二度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三度となつた後、引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>六、八（略）</p>	<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 植物及び地域</p> <p>グレープフルーツ及びレモンの生果実であつて、トルコで生産されたものであること。</p> <p>二、四（略）</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) (略)</p> <p>ア グレープフルーツについては、生果実の中心部が摂氏〇・三度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>イ レモンについては、生果実の中心部が摂氏〇・八度となつた後、引き続き十二日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>六、八（略）</p>